
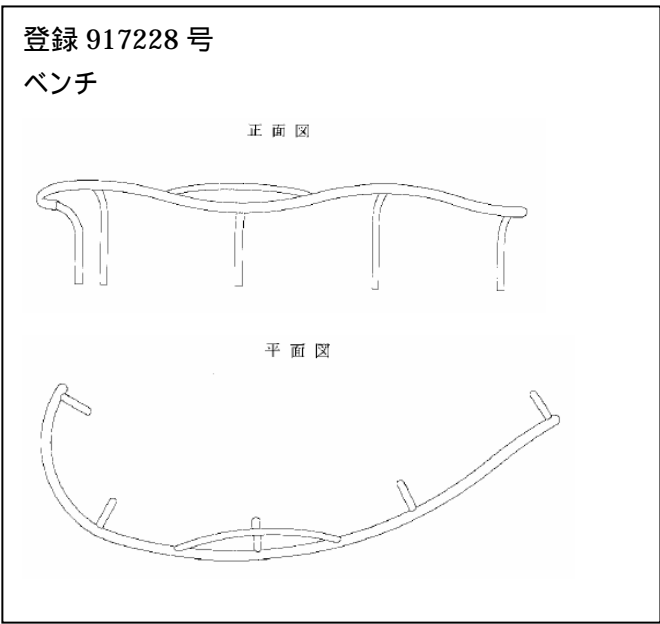
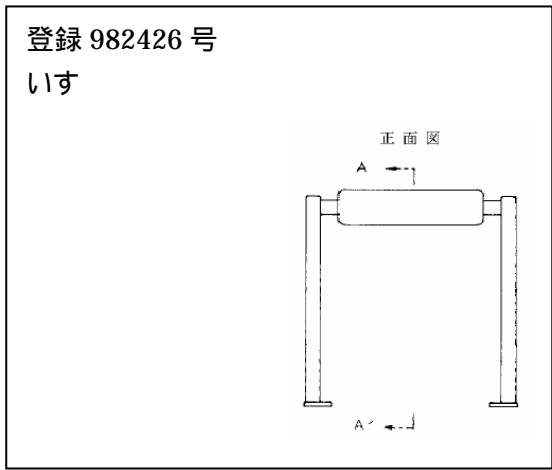


意匠分類記号	意匠分類の名称
D7 - 203	柵、囲い兼用型腰掛け

<b>対応する旧意匠分類</b>		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
D2 - 10	—	腰掛け、いす等
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
L3 - 5300	塀、さく及び手すり(パイプ型)	
<b>再掲載指示</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
腰掛け	ベンチ	身体もたせ具
<b>定義</b>		
<p>・道路、公園等に設置するもので、柵、囲いとしても使用できる「腰掛け、いす、ベンチ」等。</p> <p>・柵、囲いとしても使用できることが明示されていなくても、形状が“柵、囲い”状の「腰掛け、いす、ベンチ」等も含む(全体が、パイプ状で下向きコの字のように支柱状部分と笠木・横棧状部分で構成されているもの等)。</p>		
<p>登録 885556 号 ベンチ 斜視図</p> 	<p>登録 1010862 号 身体凭せ器 <small>使用状態を示す参考図</small></p> 	<p>登録 991934 号 ベンチ <small>使用状態を示す参考図</small></p> 

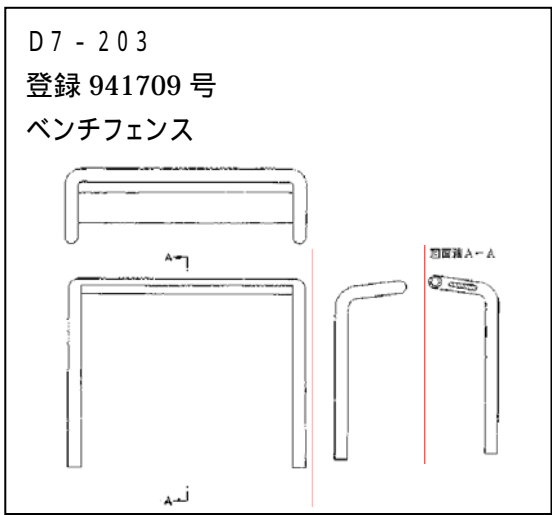


他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

L3 - 5300(さく)との関係

物品名及び説明(図)その他の記載から「さくと腰掛け(いす)の兼用」が明らかなもの  
 物品名及び説明(図)その他の記載には「さく」の用途しか明示されていないもの  
 上記 又は に該当するものに関して、  
**上辺部や側辺部にパイプ3本以上または板材によりほぼ水平な座面が構成されている場合はD7 - 203とし、それ以外はL3 - 5300とする。**

判断に迷う場合(例えばパイプ又は板材であっても座面であることが明確でない場合)はL3 - 5300。  
 「腰掛け(いす)」の用途しか明示されていないものに関しては、形態の如何を問わず、D7 - 2代であるが、そのうち形状が“柵、囲い”状のものをD7 - 203に優先的に付与する。



分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		